

東芝岡村社長は差別を是正しCSRをはたせ

東芝が「企業の社会的責任調査」でランク外に
労働委員会命令を守り
違法行為に反省が必要

ことし一月十七日発表の「企業の社会的責任（CSR）調査」で、東芝は総合ランキング五十社に入れませんでした。翌十八日に、岡村東芝社長は「当社として十分な説明が尽くせなかったことによるもの」「東芝グループは、法令の遵守はもとより、環境や人権・・・などの分野で、・・・CSR活動に取り組んでいる」とのコメントを社内インターネットに発表しました。

労働委員会命令を履行し
労働法違反をやめるべきです

岡村社長は、労働委員会の差別是正命令を守らず、労働組合法に違反し人権を侵害している実態を改めるべきです。きちんと実行すればCSR調査でも評価されるのに、説明不足と言っては恥のうわ塗りではないでしょうか。

労働委員会でニセ証拠を使った

不当なあらさがしやめよ

勤労担当は、申立人がまじめに仕事に励み、優秀な技能をもっていることを否定するために、いやがる上司にウソの証言をさせ、ニセの証拠づくりまでして「あらさがし」尋問をやっています。上司も「会社から言われて困っている」と言っています。勤労担当のCSRを無視した態度は許せません。

思想差別を、マージャンでの

トラブルにすりかえ

中村武美さんには、「発電所への出張中に、マージャンでトラブルをおこし、出張途中で戻されましたね」と、会社側の弁護士が尋問しました。

中労委命令の主な内容

- (1) 東芝は、差別是正を申し立てた10名の労働者の賃金、資格、職群・等級、役職を同期同学歴入社者の中位に是正し、差別による賃金等の差額を支払うこと。
- (2) 東芝が行ってきたことは、特定の思想をもつ従業員の組合活動を嫌い、東芝扇会を活用して、これらの従業員を「問題者」として排除し、その組合活動を弱体化させるために賃金や資格などを差別し、組合に支配介入した不当労働行為である。

違法行為に反省が必要

東芝は国際的な約束を守れ

2. 人権侵害に加担しない。
6. 雇用と職業に関する差別を排除する。

(東芝ホームページより)



岡村社長が「グローバルコンパクト」に署名

「グローバル・コンパクト」の10原則

- | | |
|----|---|
| 人権 | 1. 企業はその影響の及ぶ範囲内で国際的に宣言されている人権の擁護を支持し、尊重する。 |
| | 2. 人権侵害に加担しない。 |
| 労働 | 3. 組合結成の自由と団体交渉権を有効なものにする。 |
| | 4. あらゆる種類の強制労働を排除する。 |
| | 5. 児童労働を実効的に廃止する。 |
| | 6. 雇用と職業に関する差別を排除する。 |



「トラブルなどおこしていない。なぜ私だけが戻されたのか、まわりの人に聞いたところ、中村は好ましくない思想の持ち主だから戻すように」と、私の組合活動等を原子力発電所の建設所長に「密告」して戻すように仕組んだ」と、会社の人権侵害の尋問を逆に告発。

優れた技能を否定できず

あらさがし証拠づくりも失敗

竹上順造さんは、従事している汎用旋盤の仕事が多忙なのに、反対尋問が近づいたとき突然上長から「今日はNC旋盤をやってくれ。できなければ、できないでいいんだ」と業務命令。竹上さんは、「何でいまさら?」と思いつつながら製品を立派に仕上げたところ、次の日には「汎用旋盤に戻っていい」とのこと。20年ぶりのNC旋盤で、竹上さんに失敗させようとしたニセ証拠作り作戦は失敗。

尋問用にも多能工マップをしくり

技量を否定するのは許せない

平松和男さんは、九五年に堀川町工場・電子管メッキ職場から重電の浜川崎工場に転勤。会社側弁護士は本人が申告し上長が評価した多能工マップだと示して「技量格付けが低い」と審問。ところが、この多能工マップには食い違いがあり信ぴょう性が疑われて、審査委員長から再提出を求められました。

東芝がCSRを言うなら、このような勤労担当の不当なあらさがし立証をやめさせるべきです。



〒212-0024 川崎市幸区塚越2-225 安伸ビル

Tel & Fax : 044-533-1408

ホームページ//www.kki.ne.jp/akaruku-tsb/

「東芝 & 人権」で検索して下さい。

人権を守り差別のない明るい職場をつくる東芝の会 (東芝の職場を明るくする会) 2005年1&2月